国民健康保険証と保険料納付票

1　国民健康保険証

【送付】：市・区役所での加入申し込みから２，３日後に自宅宛郵送
【外観】：厚紙の薄緑色のカード（参照：見本）
【使用】：封筒から取り出し台紙からカードをはぎ取り二つ折りにして携帯します。※緊急時や病院で受診する場合には
この健康保険証の呈示を求められますので、在留カードと共に常時携帯することをお勧めします。
【注意】：日本では健康保険証は運転免許証などと同様に身分証明書として有効であるため、犯罪などに悪用される場合もあります。
紛失しないように大切に取扱い、注意して携帯してください。

2　国民健康保険保険料納付票と支払いについて（※日本の保険・会計年度　－　4月から3月まで）

【送付】：入国日が4月以降の場合：【納付票】・【納付期間】どおり。
入国日が3月の場合：3月分納付票が申込日の翌月に自宅宛に郵送されるので納付票の期日迄に支払う。その後は4月入国と同じ。
【納付票】：申込み月翌月から来年3月までの各月別伝票のセット（参照：見本）
【支払い】：納付書持参・コンビニエンスストアまたは銀行窓口にて(ATM不可)
※銀行口座からの自動引き落としを希望する場合は納付書送付時に同封される申込書（ピンク色の表紙の小冊子）と
通帳を銀行窓口に持参して設定を申請します。
引き落としサービスは帰国に際しての保険証返納時まで年度を越えて自動的に継続。
【支払期限】：毎月末日　※数か月分一括または年度末までの一括支払いも可能–但し割引き無し
【次年度の納付】：翌年5月に市・区役所から『所得報告書』フォームが送付されてきます。
記入のうえ、同封の返信用封筒で必ず期限までに返送をしてください。
※国民健康保険の保険料は加入者の前年の所得に基づいて毎年度改定されます。
【納付票】：6月中旬に自宅宛郵送
【納付期間】：4月、5月の納付はありません。（6月～翌年3月・10か月分）
※また、帰国月の翌月以降の納付票は不要ですので保険証返納の際に破棄してください。

見本

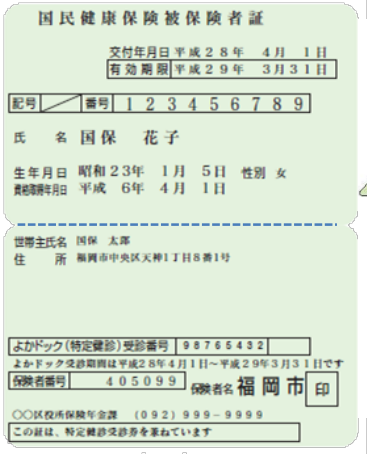

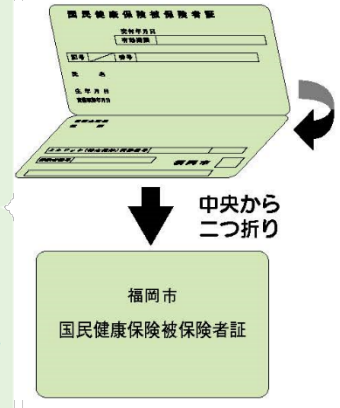

Barcode for a convenience store　Check the due date for each month's payment